


貨物ターミナル地区構内交通動線図

貨物地区構内の交通ルールと動線を遵守し、安全運転を心がけてください。

【注意事項】

- 貨物地区構内には交通ルール(裏面参照)があります。違反した場合は**警告書**を发出し、**違反点数**を付します。違反点数が**5点**に達した場合、貨物地区構内への**入構禁止等**の措置を講じますので、十分にご注意ください。
- 貨物地区構内は、指定場所以外、**路上への駐車は禁止**です。
- 貨物地区構内での**制限速度**は**車両20km/h**、**フォークリフト8km/h**、**GSE車両15km/h**です。
- 搬入・搬出を待つ場合、**トラック待機場**をご利用ください。
- 入出構の際は、**車両IDカード**をダッシュボード等、警備員が確認できる位置に掲出してください。
- 人用・車両IDカードがない場合、各入口にて**臨時入構手続き**が必要です。所定の用紙に必要事項を明記し、ビジターカードと臨時入構証を受領して、退出時に返納してください。構内にいる間、**臨時入構証**は、ダッシュボード等、警備員が確認できる位置に掲出してください。
- 貨物地区構内では、一方通行にかかわらずフォークリフトが逆走する箇所(図中 )があります。運転には十分ご注意ください。
- 万が一、**事故があった場合、不審者(物)や不法侵入等を発見した場合は、Tel0476-34-5555(NAA警備消防センター)**にお電話いただきますようお願いいたします。または、お近くの**警備員、各ビル受付**までお知らせください。

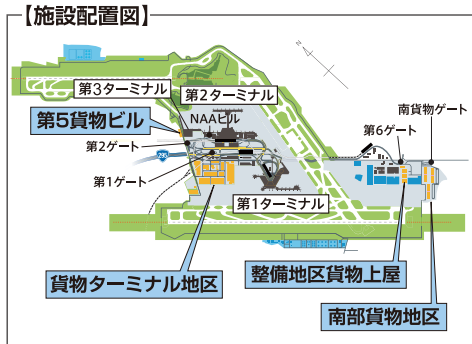
-  出入口
-  入 口
-  出 口
-  車両動線
-  フォークリフト逆走レーン
-  フォークリフト逆走あり
-  制限エリア出入口
-  一方通行
-  貨物ターミナル地区境界線



トラック待機場

※管理事務所に以下の施設があります

- ・コンビニ
営業時間：10～18時(平日)
※土日祝日、年末年始、お盆は定休日
- ・トイレ ・休憩所
- ・喫煙所 ・シャワー



貨物地区交通対策協議会
成田国際空港株式会社

2020.8.1 現在

本動線図は、以下URLからもダウンロードいただけます。
<http://www.naa.jp/jp/b2b/cargo/access.html>

【車 両】違反点数表

違 反 内 容	違 反 点 数		備 考
	車 両 (事業者)	運 転 者	
車両ID、一般入構証、臨時入構証のダッシュボードへの不掲出	1	1	
方向指示器の不点灯	2	2	
駐車違反	2	2	
駐停車禁止場所(フォークリフト逆走レーン等)での駐停車違反	2	2	
交通妨害(2重駐車、コーナー駐車)	2	2	
構内道路・グリーンベルトでの貨物の二次仕分、積込、取卸	2	2	
来客用駐車場で無断駐車(受付での駐車手続きなし)	2	2	
来客用駐車場で長時間(2時間以上)駐車	2	2	
安全確認(一旦停止、左右確認等)の未実施	3	3	
ながら運転(携帯電話・喫煙・飲食等)	3	3	
制限速度違反(20km/h)	3	3	
危険運転(逆走・急発進・急旋回・急ブレーキ等)	5	5	
運転禁止期間中の運転(無資格運転)	5	5	
産業廃棄物等の不法投棄	5	5	
警備員等の指示に従わなかった場合	5	5	

【措置の条件】

- 違反点数が累積で**5点**となった場合、以下の措置を課します。
- ただし、措置を受けてから1年間は、違反点数が累積で**3点**となると措置の対象となります。
- 更に、2回目の措置を受けてから1年間は、どんな小さな違反でも、**違反した時点で措置の対象**となります。

【措置の内容】

- 車両IDカードの返納(1ヶ月～永久)**
- 違反者の**入構禁止(1ヶ月～3ヶ月)**
- 違反者の所属する**社名等の公表**
- 違反車両の**ID申請・一般入構申請不可(1年間～3年間)**
- 新規車両の**ID申請・一般入構申請不可(1年間～3年間)**

※詳細は「貨物地区構内違反車両等の取締実施要領」をご覧ください。
要領は、貨物管理ビル1階 貨物営業部で配布しています。
また、以下のURLからもダウンロードいただけます。
http://www.naa.jp/jp/airport/cargo_terminal/03_rule.html

【フォークリフト】違反点数表

違 反 内 容	違 反 点 数		備 考
	車 両 (事業者)	運 転 者	
ヘルメット・安全靴の未着用	1	1	
運転技能講習終了証の不携帯	1	1	
駐車違反	2	2	
構内道路・グリーンベルトでの貨物の二次仕分、積込、取卸	2	2	
運転者以外の乗車(2人乗り等)	2	2	
方向指示器の不点灯	2	2	
運転者の未登録	2	-	
使用承認証の不貼付	2	-	
スピード制限装置・警報装置等の整備不良	3	-	
ながら運転(携帯電話・喫煙・飲食等)	3	3	
制限速度違反(8km/h)	3	3	
安全確認(一旦停止、左右確認等)の未実施	3	3	
保管場所の管理不徹底(ゴミの散乱等)	3	3	
フォークリフト安全講習会の未受講	3	3	
フォークリフト逆走レーンでの追い越し	3	3	
無資格運転	5	5	
危険運転(逆走・急発進・急旋回・急ブレーキ等)	5	5	
運転禁止期間中の運転(無資格運転)	5	5	
産業廃棄物等の不法投棄	5	5	
スピード制限装置・警報装置等の改造	5	-	3ヶ月間使用禁止
警備員等の指示に従わなかった場合	5	5	

【措置の条件】

- 違反点数が累積で**5点**となった場合、以下の措置を課します。
- ただし、措置を受けてから1年間は、違反点数が累積で**3点**となると措置の対象となります。
- 更に、2回目の措置を受けてから1年間は、どんな小さな違反でも、**違反した時点で措置の対象**となります。

【措置の内容】

- 貨物地区構内での**違反車両の使用禁止(1ヶ月～永久)**
- 違反者の**フォークリフトの運転禁止(1ヶ月～3ヶ月)**
- 違反者の所属する**社名等の公表**
- 新規車両の**使用承認申請の受付不可(1年間～3年間)**
- 所有車両の**使用承認更新申請の受付不可**